

福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

について

2022年10月1日

公益社団法人 石川勤労者医療協会

I：福祉・介護職員の職位・職務内容等について

職位	職責と職務内容	任用要件	賃金評価
主任	<ul style="list-style-type: none">・ 専門職として高度かつ適切な技術および最新の知見を学び、身に着け、組織の活性化とともに人材育成を進める。・ 他部門や地域の関係機関と連携する。・ 方針を理解し、職場の管理運営を民主的に行う。	<ol style="list-style-type: none">1. 担当する職場に入った新人を指導すること、その職場のすべてに対しはっきりと方針に従った指示を与える能力を有する。2. 仕事のやり方を改善する能力を有する3. 職場の人間関係を良くし、他部門の責任者と協調する能力を有する。4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。5. 地域の問題に対応できる。6. 民医連内外での研究発表を行う。	30,000円/月 (主任手当)
スタッフ ※1年ごとに任命を行っている。	<ul style="list-style-type: none">・ 専門職として高度かつ適切な技術を身につけ介護実践の牽引者となり、メンバーの指導・育成を進める。・ 他部門や地域の関係機関と連携する。・ 方針を理解し、介護実践におけるリーダーシップを発揮する。・ 主任・職責を補佐する。	<ol style="list-style-type: none">1. リーダーとして、介護実践力・問題解決力・コミュニケーション力を有する。2. 仕事のやり方を改善する能力を有する3. 職場の人間関係を良くし、主任を補佐もしくは、職責として他部門の責任者と協調する能力を有する。4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。	15,000円/月 (スタッフ手当)

Ⅱ：福祉・介護職員処遇改善加算の手当、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の手当について

公益社団法人石川勤労者医療協会の各介護事業所は、上記加算の取得を行います。これにともない、介護職員への手当金額を以下のとおり定めます。

なお、労働組合より同意の意思表示を受けていることを申し添えます。

福祉・介護職員処遇改善加算の手当

- 【金額】 常勤職員 月額14,000円
- 非常勤職員 月額12,000円（実働 週30時間以上）
- 非常勤職員 月額 8,500円（実働 週30時間未満）
- 【支給日】 就業規則第48条に準じる

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の手当

A区分職員

- 【金額】 常勤職員 月額17,000円
- 非常勤職員 月額16,000円（実働 週30時間以上）
- 非常勤職員 月額 9,000円（実働 週30時間未満）
- 【支給日】 就業規則第48条に準じる

B区分職員

- 【金額】 常勤職員 月額 10,000円
- 非常勤職員 月額 9,000円（実働 週30時間以上）
- 非常勤職員 月額 5,000円（実働 週30時間未満）
- 【支給日】 就業規則第48条に準じる

A区分職員とは

- ・現在、介護福祉士の資格を有し、石川民医連事業所で10年以上介護職の経験がある職員
- ・現在、介護福祉士の資格を有し、スタッフ以上の職位にある職員

B区分職員とは

- ・上記以外の介護職員

Ⅲ：福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について

公益社団法人石川勤労者医療協会の各介護事業所は、上記補助金の取得を行います。これにともない、介護職員への補助金額を以下のとおり定めます。

なお、労働組合より同意の意思表示を受けていることを申し添えます。

【金額】	常勤職員	月額 8,000 円
	非常勤職員	月額 6,000 円（実働 週 30 時間以上）
	非常勤職員	月額 4,000 円（実働 週 30 時間未満）

【支給日】 就業規則第 48 条に準じる